

ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約の契約締結前交付書面

新旧対照表

(下線部分改正)

現 行	改 正
<p>ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約の契約締結前交付書面</p> <p>P.1 ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約に関するご注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>は、投資一任契約に基づき投資される投資信託（以下、「対象投資信託」といいます。）に係る受益証券に投資する取引です。 ・ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>の運用成績は、対象投資信託の価額変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額（元本）が保証されるものではなく、これを割込むおそれがあります。また、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。 <p>手数料など諸費用について</p> <p>◆<u>ファンドラッププレミアム</u>・フィー ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約に係る料金（<u>ファンドラッププレミアム</u>・フィー）を、ご選択の運用スタイルに応じて次頁料率表に基づき計算し、ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約書に定める計算期間毎に、お支払いいただきます。<u>ファンドラッププレミアム</u>・フィーは「投資顧問料」と「取引等管理手数料」の2つから構成されます。なお、複数の運用口を選択されている場合、初回契約時、増額時、運用口追加時は運用口ごとに計算を行います。それ以外の場合は全運用口を合計して計算を行い、各運用口の運用スタイルに応じた料率で按分します。</p> <p>P.3 ◆対象投資信託に係る費用 ファンドラップ<u>プレミアム</u>・フィーの他に、対象投資信託の信託報酬及び対象投資信託が投資対象とする他の投資信託の信託報酬を間接的にご負担いただきます。これら信託報酬等の合計の純資産総額に対する料率は、ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約による運用スタイルやお客さまが選択された投資対象銘柄、運用状況に応じて異なりますので、事前にその利率・上限額等を示すことができません。</p> <p>この契約はクーリング・オフの対象にはなりません ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約には、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。</p> <p>P.4 2. 運用の基本方針 ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約における運用の基本方針は、多様な資産クラスへの分散投資により、お客さまごとのリスク水準に応じた収益性の向上を目指して運用を行うことです。</p>	<p>ダイワファンドラップ投資一任契約の契約締結前交付書面</p> <p>P.1 ダイワファンドラップ投資一任契約に関するご注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイワファンドラップは、投資一任契約に基づき投資される投資信託（以下、「対象投資信託」といいます。）に係る受益証券に投資する取引です。 ・ダイワファンドラップの運用成績は、対象投資信託の価額変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額（元本）が保証されるものではなく、これを割込むおそれがあります。また、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。 <p>手数料など諸費用について</p> <p>◆<u>ファンドラップ</u>・フィー ダイワファンドラップ投資一任契約に係る料金（<u>ファンドラップ</u>・フィー）を、ご選択の運用スタイルに応じて次頁料率表に基づき計算し、ダイワファンドラップ投資一任契約書に定める計算期間毎に、お支払いいただきます。<u>ファンドラップ</u>・フィーは「投資顧問料」と「取引等管理手数料」の2つから構成されます。なお、複数の運用口を選択されている場合、初回契約時、増額時、運用口追加時は運用口ごとに計算を行います。それ以外の場合は全運用口を合計して計算を行い、各運用口の運用スタイルに応じた料率で按分します。</p> <p>P.3 ◆対象投資信託に係る費用 ファンドラップ・フィーの他に、対象投資信託の信託報酬及び対象投資信託が投資対象とする他の投資信託の信託報酬を間接的にご負担いただきます。これら信託報酬等の合計の純資産総額に対する料率は、ダイワファンドラップ投資一任契約による運用スタイルやお客さまが選択された投資対象銘柄、運用状況に応じて異なりますので、事前にその利率・上限額等を示すことができません。</p> <p>この契約はクーリング・オフの対象にはなりません ダイワファンドラップ投資一任契約には、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。</p> <p>P.4 2. 運用の基本方針 ダイワファンドラップ投資一任契約における運用の基本方針は、多様な資産クラスへの分散投資により、お客さまごとのリスク水準に応じた収益性の向上を目指して運用を行うことです。</p>

現 行	改 正
<p>4. <u>ダイワファンドラッププレミアム</u>投資一任契約の概要</p> <p>ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約は、当社とお客さまとの間で金融商品取引法上の投資一任契約を締結し、同契約の対象となる運用資産につき、お客さまは当社に有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任するとともに、この投資判断を実際の有価証券取引に結びつけるのに必要な権限（売買発注権限等）の全てを委任するものであり、具体的な契約内容等については、本書及び「<u>ダイワファンドラッププレミアムご提案書</u>」をご参照ください。</p> <p>P.5</p> <p>6. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業及び同条第4項の規定に基づく投資運用業であり、当社との間でダイワファンドラッププレミアム投資一任契約をご締結いただく場合は、以下によります。 ■ご契約に当たっては、「<u>ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約書</u>」に署名・捺印をいただきます。また振替決済口座の開設が必要となります。</p> <p>7. 投資の方法及び取引の種類 ■当社は、投資判断者（後記第8項に規定します。）をして、お客さまが指定した運用口ごとに「<u>ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約</u>」にて定めた運用スタイルに基づいて、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとします。 ■取引の種類（執行方法）は、以下のとおりとします。対象投資信託の買付につきましては設定で行います。売付（換金）につきましては「<u>ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約</u>」にて定めた解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行いたします。</p> <p>■投資対象銘柄は株式投資信託とし、具体的銘柄は「<u>ダイワファンドラッププレミアム投資一任契約</u>」に定めるものとします。</p> <p>8. <u>ダイワファンドラッププレミアム</u>投資一任契約に係る投資判断者 米長 忍</p> <p>10. <u>ダイワファンドラッププレミアム</u>投資一任契約の終了について ■お客さまは、<u>ダイワファンドラッププレミアム</u>投資一任契約（以下、「本契約」という。）に定めた契約の有効期間中でも書面にて申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、お客さまの申出の書面を当社が受理した日から終了の手続きを行い、契約資産の返還を行った日に本契約は終了するものとします。ただし、お客さまは、契約締結日から3ヵ月後の応答日の前日までは、契約の終了の申出をなすことはできないものとします。</p>	<p>4. <u>ダイワファンドラップ</u>投資一任契約の概要</p> <p>ダイワファンドラップ投資一任契約は、当社とお客さまとの間で金融商品取引法上の投資一任契約を締結し、同契約の対象となる運用資産につき、お客さまは当社に有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任するとともに、この投資判断を実際の有価証券取引に結びつけるのに必要な権限（売買発注権限等）の全てを委任するものであり、具体的な契約内容等については、本書及び「<u>ダイワファンドラップご提案書</u>」をご参照ください。</p> <p>P.5</p> <p>6. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業及び同条第4項の規定に基づく投資運用業であり、当社との間でダイワファンドラップ投資一任契約をご締結いただく場合は、以下によります。 ■ご契約に当たっては、「<u>ダイワファンドラップ投資一任契約書</u>」に<u>関する当社所定の手続きが必要です</u>。また振替決済口座の開設が必要となります。</p> <p>7. 投資の方法及び取引の種類 ■当社は、投資判断者（後記第8項に規定します。）をして、お客さまが指定した運用口ごとに「<u>ダイワファンドラップ投資一任契約</u>」にて定めた運用スタイルに基づいて、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとします。 ■取引の種類（執行方法）は、以下のとおりとします。対象投資信託の買付につきましては設定で行います。売付（換金）につきましては「<u>ダイワファンドラップ投資一任契約</u>」にて定めた解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行いたします。</p> <p>■投資対象銘柄は株式投資信託とし、具体的銘柄は「<u>ダイワファンドラップ投資一任契約</u>」に定めるものとします。</p> <p>8. <u>ダイワファンドラップ</u>投資一任契約に係る投資判断者 米長 忍</p> <p>10. <u>ダイワファンドラップ</u>投資一任契約の終了について ■お客さまは、<u>ダイワファンドラップ</u>投資一任契約（以下、「本契約」という。）に定めた契約の有効期間中でも書面にて申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、お客さまの申出の書面を当社が受理した日から終了の手続きを行い、契約資産の返還を行った日に本契約は終了するものとします。ただし、お客さまは、契約締結日から3ヵ月後の応答日の前日までは、契約の終了の申出をなすことはできないものとします。</p>

現 行	改 正
<p>P.6</p> <p>1 1. 個人情報の取扱い</p> <p>■ 個人情報の利用目的</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) お客さまと締結するダイワファン ドリップ<u>プレミアム</u>投資一任契約 に基づくサービスの提供を行うた め</p> <p>(2) ～ (省 略)</p> <p>(3)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>P.6</p> <p>1 1. 個人情報の取扱い</p> <p>■ 個人情報の利用目的</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) お客さまと締結するダイワファン ドリップ投資一任契約に基づくサ ービスの提供を行うため</p> <p>(2) ～ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>